

令和5年度給与改定等の概要について

第1 議員及び常勤特別職 【議案第68号・69号関係】

1 議員

期末手当を下表のとおり改定する。

6月期		12月期		年間支給割合	
改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後
1.65月	1.7月	1.65月	1.7月	3.3月	3.4月
	+0.05月		+0.05月		+0.1月

2 常勤特別職

期末手当を下表のとおり改定する。

6月期		12月期		年間支給割合	
改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後
1.65月	1.7月	1.65月	1.7月	3.3月	3.4月
	+0.05月		+0.05月		+0.1月

3 改定の時期

公布の日から施行し、令和5年6月1日から適用する。

第2 一般職（会計年度任用職員を除く）	【議案第70号関係】
----------------------------	-------------------

1 給料

給料表を改定する。

（給料月額を1,000円～12,200円引き上げ）

2 期末・勤勉手当

下表のとおり改定する。

（1）再任用職員以外の支給割合

	6月期		12月期		年間支給割合	
	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後
期末手当	1.2月	1.225月	1.2月	1.225月	2.4月	2.45月
		+0.025月		+0.025月		+0.05月
勤勉手当	1月	1.025月	1月	1.025月	2月	2.05月
		+0.025月		+0.025月		+0.05月
計	2.2月	2.25月	2.2月	2.25月	4.4月	4.5月
		+0.05月		+0.05月		+0.1月

（2）再任用職員の支給割合

	6月期		12月期		年間支給割合	
	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後
期末手当	0.675月	0.6875月	0.675月	0.6875月	1.35月	1.375月
		+0.0125月		+0.0125月		+0.025月
勤勉手当	0.4875月	0.5月	0.4875月	0.5月	0.975月	1月
		+0.0125月		+0.0125月		+0.025月
計	1.1625月	1.1875月	1.1625月	1.1875月	2.325月	2.375月
		+0.025月		+0.025月		+0.05月

3 改定の時期

公布の日から施行する。

ただし、1については令和5年4月1日から適用し、2については令和5年6月1日から適用する。

第3 会計年度任用職員 【議案第71号関係】

1 期末手当

下表のとおり改定する。

6月期		12月期		年間支給割合	
改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後
1.1625月	1.1875月	1.1625月	1.1875月	2.325月	2.375月
	+0.025月		+0.025月		+0.05月

2 地方自治法改正に伴う対応

勤勉手当を新設し、期末・勤勉手当を下表のとおりとする。

	6月期	12月期	年間支給割合
期末手当	1.225月	1.225月	2.45月
勤勉手当	1.025月	1.025月	2.05月
計	2.25月	2.25月	4.5月

3 改定の時期

1については公布の日から施行し、令和5年6月1日から適用する。

2については令和6年4月1日から施行する。